

一宮市地域生活支援事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市地域生活支援給付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 実施要綱第2条第2項に規定する地域生活支援給付事業（以下「地域生活支援給付事業」という）の指定を受けようとする者は、給付事業の種類及び給付事業を行う事業所ごとに、事業開設予定日の前月10日までに一宮市地域生活支援事業者指定（更新）申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、別に定める一宮市地域生活支援給付事業実施要綱に基づく地域生活支援給付事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）に従って事業を適正かつ継続的に運営することができると認められる場合に指定を行うものとし、一宮市地域生活支援事業者指定通知書により通知するものとする。ただし、この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、認めないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者の役員又はその事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。
- (3) 申請者の役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項第5号の1及び2、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項第5号の1及び2に基づき障害者総合支援法及び児童福祉法に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。
- (4) 申請者が、第4条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (5) 申請者が、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者（以下「障害福祉サービス等事業者」という）の指定を受けている場合にその指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

- (6) 申請者が、指定申請前5年以内に障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (7) 申請者の役員等のうちに、第4号から第6号に該当する事業者の役員等であった者が含まれるとき。

3 前項の規定により指定の通知を受けた事業者（以下「市指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第3条 市指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称等届出事項に変更があったときは、変更届出書（様式第2号）により、当該事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（様式第3号）によりそれぞれ行うものとする。

（指定の取消し等）

第4条 市長は、市指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

- (1) 事業者が、第2条第2項第2号及び第3号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能または人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
- (3) 事業者が、基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (5) 事業者が、実施要綱第22条の3の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 事業者又は当該委託に係る事業所の従業者が、実施要綱第22条の3の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (7) 事業者が、不正の手段により第2条の指定を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が、地域生活支援給付事業に関し

不正又は著しく不当な行為をしたとき。

- (9) 事業者が障害福祉サービス等事業者の指定を受けている場合において、当該指定が取り消されたとき又はその指定の全部又は一部の効力が停止されたとき。

(指定の更新)

第5条 第2条第2項の規定による指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の指定の更新申請については、第2条第1項の規定を準用する。

(帳票)

第6条 この要綱の施行に関し必要な帳票の名称は、別表に定めるとおりとし、その様式は、当該事務を所管する部長が別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援給付事業の事業者の指定等に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する指定の申請等に係る手続きは、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

様式番号	帳票の名称
様式第1号	地域生活支援事業者指定（更新）申請書
様式第2号	地域生活支援事業者変更届出書
様式第3号	地域生活支援事業者廃止・休止・再開届出書